

## 新型コロナウイルス感染症発生届の紛失について（報告）

### 1. 事故の概要

換気のため窓を開けていたところ、窓際に仮置きしていた医療機関より提出された新型コロナウイルス感染症発生届が強風に煽られ、屋外に飛散した。

### 2. 事故発生日時等

令和3年9月6日（月）午前9時頃

船橋市保健福祉センター2階 新型コロナウイルス感染症対策本部南側窓より窓際に仮置きしていた文書が強風に煽られ屋外に飛散した。

直ちに職員数名が回収に向かった。

同日午前9時20分頃

職員が医療機関より郵送された新型コロナウイルス感染症発生届23枚を回収した。

飛散した文書は、すでにFAXにて医療機関から提出されている発生届の原本であることが確認できたため、FAXにて提出されているものと突合し、24枚が飛散したと判断したが、回収済みであった書類は23枚であったため、1枚が未回収であることが判明した。

このことから、数十名の職員で捜索を開始した。

同日午後4時頃

発生直後から午後にかけて周辺(半径500m圏内)を捜索したが、発見に至らなかったため、新船橋駅前交番に紛失届を提出した。

令和3年9月7日（火）午前9時頃

再度数十人で周辺を捜索するも発見できなかった。

同日午後13時30分及び午後9時頃

未回収となっている発生届の対象者に電話で連絡。電話にて経緯を説明し謝罪するとともに、市として本事案を公表することについても併せて了承をいただく。

### 3. 当該案件により漏洩した情報

発生届に記載のあった、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、住所、電話番号、症状、診断方法、初診年月日、診断年月日等

#### 4. 再発防止策

医療機関から提出された発生届は届出日ごとに編綴し、保存箱に入れ保管しているが、届出日ごとに仕分けるため、編綴する前の状態で窓際に仮置きしたこと及び換気のため窓を開放する際に書類が飛散する可能性を考慮しなかったことが原因であるため、以下のとおり再発防止策を講じる。

- ・職員に対し、個人情報保護の意識の徹底を図った。
- ・窓際には個人情報を含む書類を置かないことを周知徹底し、作業を行う場所及び保管場所の変更を行った。
- ・紙文書の扱いについて至急検討し、紙に過度に頼らない業務のやり方を考えていくこととした。